

治水経済調査マニュアル（案）

（令和2年3月31日付け国水計調第13号）

各種資産評価単価及びデフレーター

令和2年4月改定

国土交通省

水管理・国土保全局河川計画課

目 次

第 1 表	都道府県別家屋 1m ² 当たり評価額	- 1 -
第 2 表	1 世帯当たり家庭用品評価額	- 3 -
第 3 表	産業分類別事業所従業者 1 人当たり償却資産評価額及び在庫資産評価額 ..	- 4 -
第 4 表	農漁家 1 戸当たり償却資産評価額及び在庫資産評価額	- 8 -
第 5 表	都道府県別水稲 10 アール当たり平年収量	- 9 -
第 6 表	農作物価格	- 10 -
第 7 表	産業分類別事業所従業者 1 人当たり付加価値額	- 11 -
第 8 表	1 日当たり一般世帯清掃労働対価評価額	- 13 -
第 9 表	明治以降の国土交通省所管土木工事費指数	- 14 -
第 10 表	治水工事費指数	- 16 -
第 11 表	治水事業費指数	- 18 -
第 12 表	総合物価指数（水害被害額デフレーター）	- 20 -

第1表 都道府県別家屋1m²当たり評価額

(千円/m²)

都道府県名	平成30年 評価額	令和元年 評価額	都道府県名	平成30年 評価額	令和元年 評価額
北海道	195.3	194.5	滋賀	181.5	180.6
青森	178.3	178.7	京都	215.2	214.0
岩手	208.9	208.8	大阪	211.9	209.7
宮城	205.2	204.5	兵庫	190.5	189.3
秋田	181.0	181.6	奈良	194.1	193.5
山形	178.0	178.4	和歌山	193.1	192.2
福島	194.9	194.7	鳥取	185.5	185.5
茨城	185.9	185.4	島根	193.3	193.7
栃木	184.9	184.3	岡山	190.7	190.4
群馬	192.9	192.2	広島	185.1	184.3
埼玉	197.2	196.2	山口	201.4	200.7
千葉	193.5	192.6	徳島	179.7	179.0
東京	305.4	301.6	香川	203.9	203.1
神奈川	222.8	220.9	愛媛	187.6	187.0
新潟	186.3	186.4	高知	205.3	204.7
富山	193.3	193.0	福岡	190.7	189.4
石川	197.9	197.6	佐賀	179.4	179.1
福井	186.4	186.0	長崎	187.5	187.1
山梨	201.6	201.2	熊本	194.1	193.5
長野	205.1	204.9	大分	182.0	181.5
岐阜	189.7	189.0	宮崎	165.1	164.7
静岡	191.6	190.7	鹿児島	187.8	187.2
愛知	204.1	202.6	沖縄	234.2	230.4
三重	197.3	196.4			

〈備考〉

1. 平成 30 年の評価額は、都道府県別に次の方法で求めた木造建物評価額と非木造建物評価額とを、当該都道府県の木造建物総延床面積と非木造建物総延床面積の構成比で加重平均したものである。

$$\text{木造（非木造）建物評価額} = \text{木造（非木造）建物} \text{m}^2 \text{あたり建築費} \times \text{補正係数}$$

注)

- 1) 木造（非木造）建築 m^2 あたり建築費は、「平成 30 年 建築動態統計調査」（国土交通省）による。
 - 2) 補正係数は、同統計調査における補正調査による単価補正率を、過去 5 年間について平均したものである。
 - 3) 木造（非木造）家屋総延床面積は、「平成 30 年度 固定資産の価格等の概要調査（家屋）」（総務省）による。
2. 令和元年の評価額は、平成 30 年の木造（非木造）建物 m^2 あたり建築費の全国値（名目）の対前年伸び率を、平成 30 年の都道府県別木造（非木造）建物評価額にそれぞれ乗じ、当該都道府県の木造建物総延床面積と非木造建物延床面積の構成比で加重平均して算出した。

第2表 1世帯当たり家庭用品評価額

(千円/世帯)

種別	平成30年 評価額	令和元年 評価額
自動車以外の 家庭用品	9,801	9,801
自動車	3,347	3,441

〈備考〉

1. 自動車以外の家庭用品評価額は、「火災保険ハンドブック 共通ルール編」（損保ジャパン日本興亜（株）2015年10月）中の「家財評価表」及び「平成27年 国勢調査」（総務省）をもとに算出した。
 - 1) 「火災保険ハンドブック 共通ルール編」（同上）から、世帯構成及び世帯主の年齢ごとの評価単価を設定する。
 - 2) 「平成27年 国勢調査」（同上）結果から、前述の世帯種別ごとの全体に対する割合を求め、加重平均により1世帯当たり家庭用品評価額を算出する。

2. 自動車の評価額は、「初度登録年別自動車保有車両数」及び「自動車保険車両標準価格表」等をもとに算出した。
 - 1) 「初度登録年別自動車保有車両数」（（一財）自動車検査登録情報協会 平成30年10月、令和元年10月）より、車種別の保有台数を求める。
 - 2) 「自動車保険車両標準価格表」（損保ジャパン日本興亜（株）平成30年7月31日～12月31日、令和元年7月1日～12月31日）から車種別の平均価格を求め、保有台数で加重平均して、1台当たりの平均価格を求める。
 - 3) 「平成26年 全国消費実態調査」（総務省）より、世帯当たりの平均保有台数を求め、1台当たりの平均価格に乗じて、1世帯当たりの平均価格とする。

3. 平成28年3月改正より、消費税分を除いて算出している。

第 3 表 産業分類別事業所従業者 1 人当たり

償却資産評価額及び在庫資産評価額

(千円/人)

産業分類			償却資産		在庫資産	
大分類 符号	中分類 符号	産業名	平成 30 年 評価額	令和元年 評価額	平成 30 年 評価額	令和元年 評価額
C		鉱業、採石業、砂利採取業	16,175	16,503	3,083	2,801
D		建設業	1,507	1,538	3,483	3,164
E		製造業	5,086	5,194	4,808	4,662
	9	食料品製造業	3,196	3,264	1,649	1,599
	10	飲料・たばこ・飼料製造業	12,228	12,488	8,254	8,004
	11	繊維工業	2,992	3,056	2,350	2,279
	12	木材・木製品製造業（家具を除く）	4,818	4,920	4,268	4,139
	13	家具・装備品製造業	3,752	3,832	3,026	2,934
	14	パルプ・紙・紙加工品製造業	8,739	8,925	3,786	3,672
	15	印刷・同関連業	3,657	3,735	1,052	1,020
	16	化学工業	10,713	10,941	11,475	11,127
	17	石油製品・石炭製品製造業	45,639	46,611	57,031	55,304
	18	プラスチック製品製造業	4,349	4,442	2,653	2,572
	19	ゴム製品製造業	3,437	3,510	1,768	1,715
	20	なめし革・同製品・毛皮製造業	1,717	1,753	2,756	2,672
	21	窯業・土石製品製造業	7,291	7,446	4,956	4,806
	22	鉄鋼業	13,739	14,032	13,518	13,109
	23	非鉄金属製造業	8,199	8,373	12,258	11,887
	24	金属製品製造業	4,111	4,198	2,897	2,809
	25	はん用機械器具製造業	4,078	4,165	6,069	5,885
	26	生産用機械器具製造業	4,120	4,208	6,432	6,237
	27	業務用機械器具製造業	3,146	3,213	4,567	4,429
	28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	5,443	5,559	4,190	4,063

(千円/人)

産 業 分 類			償 却 資 産		在 庫 資 産	
大分類 符 号	中分類 符 号	産 業 名	平成 30 年 評価額	令和元年 評価額	平成 30 年 評価額	令和元年 評価額
	29	電気機械器具製造業	3,275	3,345	4,887	4,739
	30	情報通信機械器具製造業	2,437	2,488	6,615	6,415
	31	輸送用機械器具製造業	4,538	4,634	3,869	3,752
	32	その他の製造業	3,563	3,639	3,808	3,693
F		電気・ガス・熱供給・水道業	122,952	125,442	4,851	4,406
G		情報通信業	5,239	5,345	838	761
H		運輸業、郵便業	6,223	6,349	1,054	957
I		卸売業、小売業	2,238	2,283	2,352	2,534
	50～55	卸売業	2,270	2,316	4,095	4,204
	56	各種商品小売業	2,218	2,263	2,822	2,897
	57	織物・衣服・身の回り品小売業	2,218	2,263	2,336	2,398
	58	飲食料品小売業	2,218	2,263	483	496
	59	機械器具小売業	2,218	2,263	3,439	3,531
	60	その他の小売業	2,218	2,263	2,403	2,467
	61	無店舗小売業	2,218	2,263	1,250	1,283
J		金融業、保険業	889	907	242	220
K		不動産業、物品賃貸業	22,197	22,647	8,557	7,773
L		学術研究、専門・技術サービス業	2,190	2,234	532	483
M		宿泊業、飲食サービス業	1,744	1,780	113	102
N		生活関連サービス業、娯楽業	3,127	3,190	206	188
O		教育、学習支援業	1,543	1,575	160	146
P		医療、福祉	1,131	1,153	120	109
Q		複合サービス業	889	907	242	220
R		サービス業	889	907	242	220
S		公務	889	907	242	220

注) 産業分類は、日本標準産業分類（平成25年10月改定）による。

〈備考〉

1. 償却資産の評価額は、以下の方法により算出した。

(1) 製造業

- ① 「平成 30 年 工業統計表(産業別統計表)」(経済産業省) から産業中分類別に従業者 30 人以上の事業所の有形固定資産額を求め、同産業別の従業者数で除して平成 29 年の従業者 1 人当たり償却資産評価額を算出する。なお、平成 28 年 3 月改正より、消費税分を除いて算出している。
- ② 平成 30(令和元)年の推計値の算出方法は、次のとおりである。
 - a. 平成 30(令和元)年の年末有形固定資産額は、前年の当該額に過去 5 ヶ年の年初・前年末比率の平均値を乗じた額に同年の年間所得額を加算し、同年の年間除去額及び減価償却額を控除して算出する。
 - b. 平成 30(令和元)年の従業者数は、「労働力調査」(総務省 令和元年 10 月結果表)の就業者数と「平成 30 年 工業統計表(産業別統計表)」の従業者数から推計して算出する。
 - c. a,b から平成 30(令和元)年の製造業合計の従業者 1 人当たり有形固定資産額を求め、伸び率を算出する。
 - d. ①により得た値に当該伸び率を乗じ、さらに土地及び建物を除くための除去率を乗じて算出する。

(2) 製造業以外

- ① 「平成 30 年度 法人企業統計調査」(財務省)における産業大分類別の有形固定資産額(土地を除く)を同産業別の従業者数(=役員数+従業者数)で除して平成 30 年の従業者 1 人当たり償却資産評価額を算出する。
- ② 令和元年の推計値の算出方法は、次のとおりである。
 - a. 令和元年の有形固定資産額は、同年の当該額の対前年増加分(民間企業設備投資から推計)に前年の有形固定資産額を加算して求める。
 - b. a より求めた値を(1)② b に準じて推計した従業者数で除して令和元年の製造業以外合計の従業者 1 人当たり有形固定資産額を求め、伸び率を算出する。
 - c. ①により得た値に伸び率を乗じ、さらに建物を除くための除去率を乗じて算出する。
- ③ 金融・保険業、複合サービス事業及び公務の値は、サービス業の値と同一とした。

2. 在庫資産の評価額は、以下の方法により算出した。

(1) 製造業

- ① 「平成 30 年 工業統計表(産業別統計表)」(経済産業省) から産業中分類別に従業者 30 人以上の事業所の在庫資産額を求め、同産業別の従業者数で除して平成 29 年の従業者 1 人当たり在庫資産評価額を算出する。なお、平成 28 年 3 月改正より、消費税分を除いて算出している。
- ② 平成 30(令和元)年の推計値の算出方法は、次のとおりである。
 - a. 従業者 30 人以上の在庫資産額を「平成 30 年 工業統計表(産業別統計表)」から推計する。
 - b. a より求めた値を 1. (1)② b に準じて推計した従業者数で除して平成 30(令和元)年の製造業合計の従業者 1 人当たり在庫資産額を求め、伸び率を算出する。
 - c. ①により得た値に当該伸び率を乗じて算出する。

(2) 製造業以外(卸売・小売業を除く)

- ① 「平成 30 年度 法人企業統計調査」(財務省)における産業大分類別の棚卸資産額を同産業別の従業者数(=役員数+従業員数)で除して平成 30 年の従業者 1 人当たり在庫資産評価額を算出する。
- ② 令和元年の推計値の算出方法は、次のとおりである。
 - a. 令和元年の棚卸資産総額は、同年の売上高(国民総支出及びこれに占める売上高の割合により推計)に棚卸資産総額の売上高に占める割合を乗じて得た額であり、同時点の従業者数(「労働力調査」により推計)で除して従業者 1 人当たり在庫資産評価額を求め、伸び率を算出する。
 - b. ①により得た値に当該伸び率を乗じて算出する。
- ③ 金融・保険業、複合サービス事業及び公務の値は、サービス業の値と同一とした。

(3) 卸売・小売業

- ① 「平成 28 年 経済センサスー活動調査 卸売業・小売業に関する集計」(経済産業省)における産業中分類別の商品手持額を同産業別の従業者数で除して 27 年時点の従業者 1 人当たりの在庫資産額を算出する。なお、平成 28 年 3 月改正より、消費税分を除いて算出している。
- ② 平成 30(令和元)年の推計値の算出方法は、次のとおりである。
 - a. 平成 30(令和元)年の商品手持額(民間企業設備投資から推計)を従業者数(「労働力調査報告」の就業者数と「平成 30 年度 法人企業統計調査」の従業者数から推計)で除して、従業者 1 人当たり商品手持額を求め、伸び率を算出する。
 - b. ①により得た値に当該伸び率を乗じて算出する。

第4表 農漁家1戸当たり償却資産評価額及び 在庫資産評価額

(千円/戸)

	平成30年 評価額	令和元年 評価額
償却資産	2,006	2,019
在庫資産	833	895

〈備考〉

1. 農漁家1戸当たり償却・在庫資産の評価額は、次の方法で算出した。
 - 1) (平成30、令和元年末の農家1戸当たり償却・在庫資産評価額)
 = (平成30、令和元年初の農家1戸当たり償却・在庫資産評価額)
 + (平成30、令和元年の名目年間増加額)
 - 2) (平成30、令和元年初の農家1戸当たり償却・在庫資産評価額)
 = (平成29、30年末の農家1戸当たり償却・在庫資産評価額)
 = (平成29、30年初の農家1戸当たり償却・在庫資産評価額)
 + (平成29、30年の名目年間増加額)
2. 平成28年3月改正より、消費税分を除いて算出している。

注)

- 1) 平成29年初の償却資産評価額は、「農業経営統計調査 平成29年 経営形態別経営統計(個別経営)」(農林水産省)における、農家の財産の合計値を用いた。また、在庫資産評価額は、同統計の未処分農作物在庫額及び農業生産資材在庫額の合計値を用いた。
- 2) 各年末の値は、次年初の値と同じとした。

第5表 都道府県別水稲10アール当たり平年収量

(単位：kg)

都道府県名	平成30年	令和元年	都道府県名	平成30年	令和元年
北海道	532	532	滋賀	506	506
青森	573	575	京都	501	501
岩手	522	522	大阪	480	480
宮城	520	522	兵庫	490	489
秋田	554	554	奈良	500	500
山形	580	580	和歌山	484	486
福島	528	529	鳥取	504	504
茨城	515	515	島根	502	502
栃木	528	529	岡山	514	514
群馬	479	482	広島	513	515
埼玉	476	476	山口	492	492
千葉	530	532	徳島	469	469
東京	404	404	香川	491	491
神奈川	479	478	愛媛	493	492
新潟	527	528	高知	454	454
富山	527	528	福岡	478	477
石川	506	506	佐賀	503	503
福井	500	499	長崎	463	464
山梨	533	533	熊本	497	497
長野	607	607	大分	480	480
岐阜	478	478	宮崎	482	482
静岡	513	513	鹿児島	469	468
愛知	499	499	沖縄	306	306
三重	489	489			

〈備考〉

農林水産省統計資料（「平成30年産水陸稲の収穫量」「令和元年産水陸稲の収穫量」）の値を使用した。

第6表 農作物価格

(千円/トン)

農作物名		平成 30年	令和 元年	農作物名		平成 30年	令和 元年
米		228	229	野豆	さやえんどう	1,135	1,190
麦		57	59	菜科	さやいんげん	794	825
豆	大豆	107	110	根	大根	82	86
	小豆	394	411		人参	123	133
	落花生	700	790		菜	ごぼう	210
い も	甘藷	178	188	実	里芋	300	317
	馬鈴薯	66	67		果	りんご	260
果	きゅうり	263	269	みかん		227	242
	なす	320	332	夏みかん		117	121
	トマト	262	262	なし		274	283
	かぼちゃ	199	218	かき		214	228
	すいか	169	175	ぶどう		807	846
	いちご	1,042	1,076	もも		467	492
	菜	ピーマン	373	379	工	茶	679
葉 茎 菜	メロン	629	632	芸	てんさい	10	10
	白菜	68	75	農	こんにゃく	141	144
	キャベツ	82	86	作	葉たばこ	2,080	2,084
	レタス	125	123	物	藷草	638	635
	ほうれん草	457	474	花	菊	59	61
	ねぎ	346	368	バラ	78	79	
	たまねぎ	91	96	卉	カーネーション	44	46

〈備考〉

1. 平成30年の値は、「平成30年 農作物価統計」（農林水産省）による。
2. 令和元年の値は、過去5ヶ年の価格（「農作物価統計」より）の対前年伸び率を平均したものを平成30年の値に乗じて算出した。
3. 花卉（菊、バラ、カーネーション）の単価は、千円/千本である。
4. 平成28年3月改正より、消費税分を除いて算出している。

第7表 産業分類別事業所従業者1人当たり付加価値額

(円/人)

産業分類		付加価値額	
大分類 符号	産業名	平成30年 評価額	令和元年 評価額
C	鉱業、採石業、砂利採取業	75,633	72,240
D	建設業	25,619	26,497
E	製造業	32,399	32,798
F	電気・ガス・熱供給・水道業	97,250	101,438
G	情報通信業	43,040	44,126
H	運輸業、郵便業	26,724	27,569
I	卸売業、小売業	27,980	28,502
J	金融業、保険業	21,396	21,753
K	不動産業、物品賃貸業	45,900	45,546
L	学術研究、専門・技術サービス業	41,222	44,112
M	宿泊業、飲食サービス業	21,551	21,812
N	生活関連サービス業、娯楽業	20,090	19,436
O	教育、学習支援業	20,485	19,787
P	医療、福祉	15,575	15,379
Q	複合サービス業	20,860	21,059
R	サービス業	22,192	22,597
S	公務	22,192	22,597

注) 産業分類は、日本標準産業分類（平成25年10月改定）による。

〈備考〉

1. 平成 30 年評価額は、以下の方法により算出した。
 - ① 「平成 30 年度 法人企業統計調査」(財務省) から産業分類別の従業者 1 人当たり付加価値額(年間)を求める。
 - ② 「毎月勤労統計調査」(厚生労働省) から産業分類別の年間労働日数を求める。
 - ③ ①を②で除して従業者 1 人 1 日当たり付加価値額とする。

2. 令和元年評価額は、以下の方法により算出した。
 - ① 平成 26 年～30 年について、付加価値額の対前年伸び率を算出する。
 - ② ①の 5 ヶ年平均値を平成 30 年の付加価値額に乗じて令和元年値とする。

第8表 1日当たり一般世帯清掃労働対価評価額

(円/日)

平成30年 評価額	令和元年 評価額
11,330	11,395

〈備考〉

- 平成30年の評価額は、「賃金構造基本統計調査」(厚生労働省)の港湾荷役作業員(男)とビル清掃員(男)の値をもとに以下の方法により算出した。
 - ① 所定内給与額を所定内実労働時間で除して、1時間当たりの給与額を算出する。
 - ② ①の1時間当たりの給与額に8時間を乗じて、1日当たりの給与額を算出する。
 - ③ 港湾荷役作業員(男)とビル清掃員(男)の1日当たり給与額に対し、1:2の重みをつけて加重平均を行い、平成30年評価額とする。
- 令和元年評価額は、以下の方法により算出した。
 - ① 平成26年~30年について、1日当たり一般世帯清掃労働対価評価額の対前年伸び率を算出する。
 - ② ①の5ヶ年平均値を平成30年の1日当たり一般世帯清掃労働対価評価額に乗じて令和元年値とする。

第9表 明治以降の国土交通省所管土木工事費指数

(昭和9～11年度=100)

年 度	治水事業	道路事業	土木総合	年 度	治水事業	道路事業	土木総合
明治 36	40.3	47.8	44.4	昭和 7	97.7	98.2	98.1
37	39.2	47.2	43.4	8	99.4	100.4	100.1
38	41.3	46.8	44.3	9	99.4	100.0	99.8
39	44.3	50.3	47.6	10	100.0	99.7	99.8
40	50.0	61.3	59.0	11	100.6	100.4	100.5
41	53.4	59.9	56.9	12	119.1	122.9	121.6
42	52.2	55.1	53.9	13	132.4	136.1	134.9
43	52.1	54.2	53.3	14	155.9	156.1	156.0
44	55.1	56.4	55.7	15	179.4	177.5	178.3
大正 1	58.3	59.4	59.8	16	199.4	193.1	195.4
2	58.4	61.6	60.1	17	206.9	200.5	203.3
3	58.1	56.3	57.2	18	238.5	230.9	234.1
4	55.8	60.2	57.9	19	326.9	316.4	321.0
5	58.5	72.1	65.4	20	1,219	1,009	1,078
6	71.7	100.3	86.9	21	2,479	2,011	2,180
7	97.0	125.3	111.2	22	5,860	5,118	5,563
8	141.5	140.4	140.9	23	1,630	11,700	11,660
9	188.6	190.3	189.5	24	6,120	18,940	17,670
10	156.7	157.0	156.9	25	18,570	22,730	20,320
11	168.0	167.2	167.5	26	23,960	26,880	25,130
12	168.5	166.3	167.1	27	26,960	29,450	27,920
13	160.2	161.8	161.3	28	29,310	31,550	30,070
14	152.7	152.8	152.8	29	29,740	31,550	30,280
昭和 1	147.4	148.5	148.2	30	29,520	31,090	29,640
2	140.9	140.8	140.8	31	32,090	33,890	32,430
3	139.7	139.9	139.9	32	34,010	35,760	34,370
4	135.5	134.6	134.8	33	33,590	34,360	33,720
5	109.9	108.8	108.0	34	35,080	36,230	34,800
6	99.1	98.2	98.4	35	37,220	38,330	36,940

(昭和9～11年度=100)

年 度	治水事業	道路事業	土木総合	年 度	治水事業	道路事業	土木総合
昭和 36	41,500	42,310	41,020	平成 2	197,880	206,860	192,450
37	43,640	44,180	42,960	3	203,450	212,700	197,820
38	45,140	45,350	44,030	4	206,660	215,510	200,830
39	47,060	46,510	45,530	5	207,080	215,740	201,250
40	48,780	47,920	47,040	6	207,720	217,140	202,110
41	51,980	51,420	50,690	7	208,790	218,080	203,190
42	55,620	56,100	54,560	8	208,790	218,080	203,190
43	57,760	57,270	56,060	9	210,720	219,950	204,910
44	61,610	60,540	59,500	10	207,300	215,970	201,250
45	66,100	64,510	63,150	11	205,370	213,870	199,320
46	68,030	66,150	65,080	12	205,800	214,810	200,180
47	72,310	70,360	69,160	13	201,520	210,830	196,310
48	91,350	88,820	87,200	14	198,740	208,730	194,380
49	112,530	112,900	109,540	15	199,600	210,370	195,460
50	114,670	115,000	111,040	16	200,880	213,170	197,600
51	123,010	122,950	118,990	17	203,230	216,440	200,610
52	130,710	130,890	126,080	18	205,800	220,650	204,050
53	141,830	139,540	135,320	19	209,650	226,260	208,770
54	155,310	157,070	149,920	20	216,280	235,380	216,720
55	170,930	180,210	168,180	21	210,080	228,130	210,280
56	173,280	185,820	171,830	22	210,290	229,300	210,920
57	174,350	183,020	170,760	23	213,930	233,740	214,790
58	173,070	181,380	169,900	24	212,860	232,340	213,930
59	175,640	184,890	172,900	25	217,990	238,180	218,650
60	171,780	183,490	170,760	26	225,910	246,590	226,380
61	172,430	182,550	170,110	27	227,190	246,830	227,240
62	176,060	185,120	172,690	28	228,900	247,760	227,890
63	180,560	189,330	176,550	(暫)29	234,470	253,370	233,040
平成 1	190,400	199,150	185,580	(暫)30	242,170	262,720	240,990

〈備考〉

1. 国土交通省 総合政策局 情報政策課 建設経済統計調査室 資料により算出した。
2. 平成29年度及び30年度は暫定値。

第 10 表 治水工事費指数

(平成23年度=100)

年度	国土交通省 所管 土木 総合 (除く 災害復旧)	治水総合				海岸
		治水総合	河川	河川総合 開発	砂防	
昭和26	11.7	11.2	11.3	11.9	9.8	13.5
27	13.0	12.6	12.6	13.3	11.3	14.4
28	14.0	13.7	13.8	14.2	12.3	15.7
29	14.1	13.9	14.0	14.4	12.7	15.9
30	13.8	13.8	14.2	14.5	11.5	15.5
31	15.1	15.0	15.5	15.6	12.7	16.9
32	16.0	15.9	16.4	16.3	13.8	18.0
33	15.7	15.7	16.2	16.2	13.7	17.1
34	16.2	16.4	17.0	16.7	14.1	17.6
35	17.2	17.4	18.2	17.6	15.2	18.4
36	19.1	19.4	20.1	19.4	17.4	20.6
37	20.0	20.4	21.1	20.3	18.6	21.6
38	20.5	21.1	21.8	21.6	19.2	22.0
39	21.2	22.0	22.8	23.1	20.2	22.8
40	21.9	22.8	23.4	23.6	21.0	23.4
41	23.6	24.3	25.0	25.3	22.8	25.3
42	25.4	26.0	26.5	26.7	25.4	27.2
43	26.1	27.0	27.4	27.4	26.5	28.1
44	27.7	28.8	29.1	29.5	28.1	29.9
45	29.4	30.9	31.2	31.9	30.3	31.7
46	30.3	31.8	31.9	32.5	31.5	32.5
47	32.2	33.8	33.8	34.9	33.5	34.5
48	40.6	42.7	42.7	44.0	42.2	44.0
49	51.0	52.6	52.5	54.2	52.1	53.1
50	51.7	53.6	53.3	55.3	53.2	53.8
51	55.4	57.5	57.4	59.4	56.8	57.2
52	58.7	61.1	60.7	62.4	61.3	61.6
53	63.0	66.3	65.9	67.0	67.5	68.1
54	69.8	72.6	72.0	73.4	74.1	74.5
55	78.3	79.9	78.8	80.8	82.5	82.3
56	80.0	81.0	79.9	82.1	83.2	82.7
57	79.5	81.5	80.5	82.6	83.7	82.9
58	79.1	80.9	79.9	82.1	83.3	82.4
59	80.5	82.1	81.1	83.5	84.3	83.3
昭和60	79.5	80.3	79.6	82.3	80.4	79.4
61	79.2	80.6	79.7	82.8	81.4	79.7
62	80.4	82.3	81.3	84.3	83.1	81.3
63	82.2	84.4	83.4	86.7	85.0	83.1

(平成23年度=100)

年度	国土交通省 所管 土木 総合 (除く 災害復旧)	国土交通省 土木総合 (除く災害復旧)				海岸
		治水総合	河川	河川総合 開発	砂防	
平成 1	86.4	89.0	88.1	91.6	88.9	87.0
2	89.6	92.5	91.6	95.3	92.4	90.2
3	92.1	95.1	94.2	97.9	94.8	93.0
4	93.5	96.6	95.7	99.3	96.1	94.4
5	93.7	96.8	96.0	99.5	96.4	94.6
6	94.1	97.1	96.4	99.8	96.8	96.1
7	94.6	97.6	96.8	100.3	97.3	96.5
8	94.6	97.6	96.9	100.3	97.6	96.3
9	95.4	98.5	97.6	101.2	98.6	97.1
10	93.7	96.9	96.0	99.6	97.1	95.5
11	92.8	96.0	95.1	98.6	96.3	94.3
12	93.2	96.2	95.3	98.7	96.5	94.4
13	91.4	94.2	93.4	96.3	94.4	92.8
14	90.5	92.9	92.2	94.8	93.0	91.6
15	91.0	93.3	92.7	94.9	93.4	92.3
16	92.0	93.9	93.7	95.1	93.9	92.9
17	93.4	95.0	94.7	95.8	95.0	94.0
18	95.0	96.2	96.0	97.2	96.1	95.1
19	97.2	98.0	97.9	98.8	97.5	97.1
20	100.9	101.1	101.3	101.5	100.2	100.2
21	97.9	98.2	98.0	98.4	98.2	98.2
22	98.2	98.3	98.1	98.5	98.4	98.6
23	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
24	99.6	99.5	99.5	99.3	99.9	99.5
25	101.8	101.9	101.8	101.5	102.4	102.2
26	105.4	105.6	105.3	105.4	106.7	106.5
27	105.8	106.2	105.7	105.8	108.0	107.2
28	106.1	107.0	106.4	106.5	109.2	107.9
(暫) 29	108.5	109.6	109.0	108.9	111.9	110.8
(暫) 30	112.2	113.2	112.7	112.6	115.4	114.5

〈備考〉

1. 国土交通省 総合政策局 情報政策課 建設経済統計調査室 資料による。
2. 平成 29 年度及び 30 年度は暫定値。
3. 治水工事費は、治水工事費は、工事費、附帯工事費、測量設計費、船舶及機械器具費、営繕費から構成されている。
4. 河川総合開発には、水資源機構分が含まれている。(昭和 26 年度から昭和 37 年度は直轄事業分のみ。)

第 11 表 治水事業費指数

(平成23年度=100)

年 度	治水総合				海 岸
	河 川	河川総合 開 発	砂 防		
昭和 35	16.9	16.6	18.1	16.3	18.5
36	19.1	18.8	19.7	18.7	20.7
37	20.2	19.9	20.7	19.9	21.4
38	20.8	20.9	21.5	20.6	22.2
39	22.1	22.0	22.9	21.7	23.1
40	23.1	23.1	23.8	22.6	23.7
41	24.8	24.7	25.5	24.5	25.8
42	26.8	26.6	27.4	27.2	27.7
43	28.0	28.0	28.8	28.4	28.5
44	30.1	30.2	30.5	30.2	30.5
45	32.6	32.7	33.5	32.5	32.4
46	34.1	34.0	34.7	33.8	33.1
47	36.5	36.5	37.2	36.0	35.3
48	46.0	46.1	46.6	45.5	45.0
49	56.0	55.8	57.2	55.9	54.4
50	57.1	56.7	58.8	57.1	54.9
51	61.1	60.8	62.8	61.0	58.2
52	64.8	64.2	66.2	65.7	62.8
53	69.6	69.1	70.6	72.0	69.4
54	76.1	75.2	76.8	78.9	76.0
55	83.7	82.2	84.9	87.7	83.8
56	85.2	84.0	86.3	88.5	84.3
57	86.0	85.1	87.1	89.2	84.4
58	85.7	84.9	86.6	88.8	84.0
59	86.9	86.2	87.9	89.7	84.9
60	85.5	85.3	86.8	85.8	81.0
61	85.9	85.7	87.1	86.8	81.4
62	87.8	87.8	88.2	88.4	83.0
63	90.0	90.3	90.6	90.5	84.8
平成 1	94.7	95.0	95.2	94.6	88.7
2	98.5	98.9	99.0	98.1	92.0
3	101.0	101.3	101.6	100.6	94.8
4	101.8	102.2	102.7	101.8	96.2

(平成 23 年度=100)

年 度	治水総合	河 川	河川総合		海 岸
			開 発	砂 防	
平成 5	101.7	101.9	102.8	101.9	96.5
6	101.8	102.0	102.7	102.1	98.0
7	101.6	101.6	102.7	102.3	98.3
8	101.3	101.2	102.4	102.2	98.1
9	101.9	101.7	103.1	103.1	98.9
10	100.0	99.6	101.4	101.3	97.3
11	98.9	98.6	100.1	100.4	96.0
12	99.0	98.4	100.5	98.6	94.6
13	96.7	96.0	98.1	96.2	92.9
14	95.2	94.7	96.2	94.5	91.8
15	95.2	94.7	95.9	94.9	92.5
16	95.3	95.0	96.1	95.0	93.1
17	96.0	95.5	96.5	95.7	94.1
18	96.9	96.6	97.7	96.7	95.2
19	98.5	98.1	98.9	97.7	97.2
20	101.2	101.1	101.2	100.5	100.3
21	98.3	97.9	97.9	98.4	98.3
22	98.4	98.0	98.3	98.5	98.7
23	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
24	99.4	99.4	99.2	99.8	99.5
25	101.7	101.6	101.3	102.3	102.2
26	105.2	104.8	105.2	106.5	106.5
27	105.8	105.8	105.5	107.6	107.1
28	106.5	105.8	106.3	108.8	107.9
(暫)29	108.9	108.3	108.5	111.4	110.7
(暫)30	112.4	111.8	112.1	114.8	114.4

〈備考〉

1. 国土交通省 総合政策局 情報政策課 建設経済統計調査室 資料等により算出した。
2. 平成 29 年度及び 30 年度は暫定値。
3. 国土交通省所管土木総合の値は、平成 22 年 2 月改正より本表から除いている。
4. 治水事業費は、工事費、附帯工事費、測量設計費、船舶及機械器具費、営繕費、用地費及補償費から構成されている。
5. 河川総合開発には、水資源機構分が含まれている。(昭和 35 年度から昭和 37 年度は直轄事業分のみ。)

第 12 表 総合物価指数（水害被害額デフレーター）

（指数：昭和3～7年＝100、倍率：平成23年＝1.000）

年	指数	倍率	年	指数	倍率
明治 11	35.9	3,876.6	5	85.3	1,631.5
12	41.5	3,353.5	6	107.4	1,295.8
13	49.5	2,811.5	7	140.7	989.1
14	54.7	2,544.2	8	172.3	807.7
15	49.9	2,789.0	9	189.4	734.8
16	39.0	3,568.5	10	146.4	950.6
17	32.5	4,282.2	11	143.0	973.2
18	34.1	4,081.2	12	145.0	959.8
19	31.3	4,446.3	13	150.8	922.9
20	32.2	4,322.0	14	147.3	944.8
21	32.5	4,282.2	昭和 1	130.7	1,064.8
22	35.4	3,931.4	2	124.1	1,121.4
23	40.6	3,427.8	3	124.8	1,115.1
24	38.0	3,662.4	4	121.3	1,147.3
25	39.0	3,568.5	5	91.2	1,526.0
26	36.2	3,844.5	6	77.1	1,805.1
27	38.2	3,643.2	7	85.5	1,627.7
28	41.0	3,394.4	8	98.0	1,420.1
29	44.3	3,141.5	9	100.0	1,391.7
30	49.0	2,840.2	10	102.5	1,375.3
31	51.6	2,697.1	11	106.8	1,319.9
32	51.9	2,681.5	12	129.7	1,086.9
33	55.6	2,503.1	13	136.8	1,030.5
34	53.0	2,625.8	14	155.3	907.7
35	53.5	2,601.3	15	182.3	773.3
36	56.9	2,445.9	16	196.7	716.7
37	59.9	2,323.4	17	251.9	559.6
38	64.2	2,167.8	18	290.5	485.3
39	66.2	2,102.3	19	357.1	394.8
40	71.4	1,949.2	20	—	—
41	68.7	2,025.8	21	4,198	33.577
42	65.6	2,121.5	22	10,607	13.290
43	66.4	2,095.9	23	18,424	7.651
44	68.9	2,019.9	24	22,227	6.342
大正 1	73.0	1,906.4	25	23,076	6.109
2	73.1	1,903.8	26	27,690	5.091
3	69.7	1,996.7	27	28,877	4.882
4	70.6	1,971.2	28	30,479	4.625

(指数:昭和3~7年=100、倍率:平成23年=1.000)

年	指数	倍率	年	指数	倍率
昭和 29	31,627	4.457	62	150,258	0.938
30	31,579	4.464	63	151,422	0.931
31	33,189	4.247	平成 1	154,912	0.910
32	35,232	4.001	2	158,735	0.888
33	34,675	4.065	3	163,389	0.863
34	35,728	3.945	4	166,049	0.849
35	37,771	3.732	5	166,880	0.845
36	40,743	3.460	6	166,195	0.848
37	42,229	3.338	7	165,349	0.853
38	44,087	3.197	8	164,504	0.857
39	46,068	3.060	9	165,349	0.853
40	48,236	2.922	10	165,208	0.853
41	50,759	2.777	11	163,094	0.864
42	53,579	2.631	12	160,838	0.876
43	56,547	2.493	13	159,006	0.887
44	59,219	2.380	14	156,751	0.899
45	61,814	2.280	15	154,213	0.914
46	65,310	2.158	16	152,522	0.924
47	68,965	2.044	17	150,830	0.935
48	77,705	1.814	18	149,561	0.943
49	93,754	1.504	19	148,434	0.950
50	100,587	1.401	20	147,024	0.959
51	108,532	1.299	21	146,178	0.964
52	115,842	1.217	22	143,359	0.983
53	121,245	1.163	23	140,963	1.000
54	124,582	1.131	24	139,835	1.008
55	127,985	1.101	25	139,412	1.011
56	133,637	1.055	26	141,809	0.994
57	136,462	1.033	27	144,910	0.973
58	139,620	1.010	28	145,333	0.970
59	144,108	0.978	29	144,910	0.973
60	147,433	0.956	30	144,769	0.974
61	149,926	0.940	(推) 令和 1	146,202	0.964

〈資料〉

1. 明治11年～昭和17年「日本経済の成長率」(大川一司編)
2. 昭和18年～30年 「経済要覧」(内閣府)
3. 昭和31年以降 「国民所得統計年報」、「国民経済計算年報」(内閣府)

〈備考〉

1. 昭和40年以降は、新SNA方式に基づく係数である。
2. 令和元年の値は、推計値である。

国土交通省水管理・国土保全局河川計画課経済係

〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関2-1-3

TEL 03(5253)8111 内線 35-325